

要綱制定の概要について

1 要綱制定の背景

理容行為、美容行為（以下「理容行為等」という。）を行うには、理容師法又は美容師法に基づいて、固定店舗において理容所又は美容所の確認（許可）が必要である。しかしながら、次の事項については、法令及び県条例で例外的に店舗外での理容行為等も認めている。

- ・ 付近に理（美）容所のないへき地に出張して理容行為等を行う場合
- ・ 刑事施設に収容されている被収容者等に対して理容行為等を行う場合
- ・ 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理容行為等を行う場合
- ・ 疾病その他の理由により、理（美）容所に来ることが出来ないものに対して理容行為等を行う場合
- ・ 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容行為等を行う場合

これらの理容行為等は出張理容行為等との位置づけであり、現在、その届出については何ら義務づけはない。

2 要綱制定の必要性

埼玉県では条例で届出を平成 21 年 10 月から義務付けている（この義務は本市には及ばない）。さいたま市では要領を作成し、届出を指導している。

本市においては、最近相談が増えその内容も複雑になってきていることから、明確な行政指導指針が必要になってきた。そこで、出張理容行為等に係る事項を定めた指導指針となる要綱を定めるものである。

3 主な内容

「要綱の名称」

『川越市出張理・美容に関する届出及び衛生管理に関する要綱(案)』とした。

第1条

「目的」について：

出張理・美容行為を行う上での規定を明確にし、衛生の確保、向上を図ることを目的とした。

第2条

「出張業務の対象」について：

法令及び埼玉県条例で認められている以下の5規定とした。

- 1 付近に理・美容所のないへき地に出張して理・美容行為を行う場合。
- 2 刑事施設に収容されている被収容者などに対して理・美容行為を行う場合。
- 3 演劇、演芸等に出演する者に対してその出演の直前に理・美容行為を行う場合。
- 4 疾病その他の理由により理・美容所に来ることができない者に対して理・美容行為を行う場合。
- 5 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理・美容行為を行う場合。

第3条

「出張業務をおこなえる者」について：

理・美容所を開設、又は勤務している理・美容師、もしくは器具類等の洗浄・消毒が行える設備を有する理・美容師とした。

第4条

「出張理容・出張美容における衛生措置」について：

厚生労働省健康局局長通知、「出張理容・出張美容に関する衛生管

理要領について」(平成19年10月4日 健発第1004002号)の第2「作業管理」～第7「自主管理体制」を引用した。

第5条・第6条

「業務開始の届出等」・「変更等の届出」について：

新規時、変更時、廃止時の3様式とした。

第7条

「報告・検査等」について：

出張理・美容にかかる相談が増え、複雑化していることから今後、苦情等が発生した際に、環境衛生監視員による検査が行えることとした。

